

## 自転車へ交通反則通告制度が適用

### 交通反則通告制度とは...

信号無視など比較的軽微な交通違反(反則行為)に対して警察官が青切符を交付し、指定された反則金を納めれば刑事罰を科されない仕組みです。

### 制度適用の理由

令和6年中に発生した自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があります。自転車も車両の仲間です。そのため、青切符の導入により、自転車の交通ルールの遵守を図ります。



取り締まり  
対象年齢は  
16歳以上

## 自転車を対象となる罰則 ※一例

反則金 12,000円

携帯電話使用



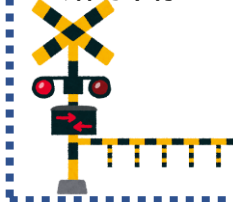
反則金 5,000円

一時不停止



反則金 6,000円

踏切不停止



イヤホン使用



ライト不点灯



反則金 3,000円

並進走行



2人乗り走行



## 自転車用ヘルメット購入費補助金

今年度購入したヘルメット  
3月31日までに申請を！

### 対象のヘルメット

- ・令和8年度に購入したヘルメット
- ・安全基準を満たしたマーク (SG、JCF、CE、GS、CPSCマーク等)

### 補助金額

- ・購入費用の2分の1(上限額3,000円)
- ・1人につき1回限り申請可能

### 申請方法

- ・購入後に必要書類を同課または支所へ直接提出
- ・必要書類の詳細は同課または市HPより入手可能

### 問い合わせ

- ・地域づくり課 TEL:(0263)71-2495

## 自転車の交通ルールを守ろう

### 自転車安全利用五則

1. 車道は原則、左側を走行  
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守り安全確認
3. 夜間はライト点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

### ヘルメット着用促進動画

安曇野市では、市全体のヘルメット着用率を上げるため、着用促進動画を作成しました。



市公式Youtube



令和8年4月1日から  
自転車の違反に青切符が導入